

| 改正後   | 現行規定   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第 1 章～第 2 章 【略】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 競技許可証</b></p> <p>第 1 条～第 5 条 【略】</p> <p><b>第 6 条 競技許可証の適用を免除される競技会</b><br/>                     J A F の登録クラブが主催し、J A F に届け出たクローズド競技会（レースを除く）においては、当該クラブの会員証をもって競技許可証に代用することができる。<br/>                     （国内競技規則 2 - 1 3 および 8 - 1 参照）</p> <p><b>第 7 条 申請手続の代行</b><br/> <u>J A F 登録クラブおよび団体（特別団体を除く）はその所属員のために、またライセンス講習会の主催者はその受講者のために競技許可証、審判員許可証の新規申請または更新申請の手続を代行することができる。</u></p> <p><b>第 8 条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項</b></p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>6. 競技運転者許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た障がいのある者は、F I A が所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・シンボルをオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも 5 0 % のサイズ（いかなる場合も最低 8 c</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 1 章～第 2 章 【略】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 競技許可証</b></p> <p>第 1 条～第 5 条 【略】</p> <p><b>第 6 条 競技許可証の適用を免除される競技会</b><br/>                     J A F の登録クラブが主催し、J A F に届け出たクローズド競技会（レースを除く）においては、当該クラブの会員証をもって競技許可証に代用することができる。<br/>                     （国内競技規則 2 - 1 3 および 8 - 1 参照）</p> <p><b>第 7 条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項</b></p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>6. 競技運転者許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た<u>身体に障がいのある者は</u>、F I A が所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・シンボルをオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも 5 0 % のサイズ（いかなる場合も最</p> |

m<sup>2</sup>の大きさ)とする。

2. ~4. (略)

○F I A国際競技運転者許可証の上級申請について(略)

○競技参加者および運転者許可証料(略)

※(略)

#### 第4章 公認審判員許可証

##### 第9条 公認審判員

J A Fの公認競技会には、国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則に精通し、かつ自動車競技に関する総合的知識をもち、判定能力を有し、公平無私である公認審判員が競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長をいい、役務とは監督の指揮下できめられた仕事をするをいう。判定権をもたない補助員は公認審判員でなくともよい。

なお、公認審判員許可証の取得に際して、申請者に対し普通運転免許証以上所持の有無については問わない。

##### 第10条 公認審判員許可証の分類および有効である競技会

公認審判員はその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。審判員許可証の分類およびその許可証で執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類の審判員許可証でもよい。

###### 1. 役務の分類

「技術委員」許可証：技術委員、車両検査員、補給監察員、  
審判員(judges of fact)

「コース委員」許可証：コース委員、信号員、スタート審判員、  
審判員(judges of fact)

「計時委員」許可証：計時委員、スタート合図員、決勝審判員

2. 許可証を次の級に区分し競技会の格式別における執行権限を決める

低8 c m<sup>2</sup>の大きさ)とする。

2. ~4. (略)

○F I A国際競技運転者許可証の上級申請について(略)

○競技参加者および運転者許可証料(略)

※(略)

#### 第4章 公認審判員許可証

##### 第8条 公認審判員

J A Fの公認競技会には、国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則に精通し、かつ自動車競技に関する総合的知識をもち、判定能力を有し、公平無私である公認審判員が競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長をいい、役務とは監督の指揮下できめられた仕事をするをいう。判定権をもたない補助員は公認審判員でなくともよい。

なお、公認審判員許可証の取得に際して、申請者に対し普通運転免許証以上所持の有無については問わない。

##### 第9条 公認審判員許可証の分類および有効である競技会

公認審判員はその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。審判員許可証の分類およびその許可証で執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類の審判員許可証でもよい。

###### 1. 役務の分類

「技術委員」許可証：技術委員、車両検査員、補給監察員、  
審判員(judges of fact)

「コース委員」許可証：コース委員、信号員、スタート審判員、  
審判員(judges of fact)

「計時委員」許可証：計時委員、スタート合図員、決勝審判員

2. 許可証を次の級に区分し競技会の格式別における執行権限を決める

公認審判員許可証 B：レースを除く競技会においてのみ有効であり下記の執行権限をもつ。ただし、「国内競技」までのレースでは役務に限り執行できる。

B 3 級「国内競技」までの役務および「地方競技」までの事務局長の執行ができる。

B 2 級「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

B 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

公認審判員許可証 A：レースを含むすべての競技会に有効であり下記の執行権をもつ。

A 2 級「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

A 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

#### **第 1 1 条 公認審判員許可証の新規申請**

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入して J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

##### 1. B 3 級への新規申請

- 1) J A F 競技運転者許可証の所持者。
- 2) J A F 認定の B ライセンス講習会を受講した者。
- 3) J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび加盟、公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- 4) J A F 公認競技会において公認審判員役務の補助員を務めた者。

ただし、その競技会主催クラブ代表者の証明を必要とし、申請できる分類は、補助員を努めた役務に限る。

\*ただし、2)、3)、4)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

公認審判員許可証 B：レースを除く競技会においてのみ有効であり下記の執行権限をもつ。ただし、「国内競技」までのレースでは役務に限り執行できる。

B 3 級「国内競技」までの役務および「地方競技」までの事務局長の執行ができる。

B 2 級「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

B 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

公認審判員許可証 A：レースを含むすべての競技会に有効であり下記の執行権をもつ。

A 2 級「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

A 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

#### **第 1 0 条 公認審判員許可証の新規申請**

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入して J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

##### 1. B 3 級への新規申請

- 1) J A F 競技運転者許可証の所持者。
- 2) J A F 認定の B ライセンス講習会を受講した者。
- 3) J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび加盟、公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- 4) J A F 公認競技会において公認審判員役務の補助員を務めた者。

ただし、その競技会主催クラブ代表者の証明を必要とし、申請できる分類は、補助員を努めた役務に限る。

\*ただし、2)、3)、4)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

## 2. B2級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証(A、B、C-C、C-R)の所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) JAF加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。  
\*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

## 3. A2級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証A、B、C-Cの所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) JAF公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。  
\*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

### 第12条 公認審判員許可証の上級申請

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのちJAFの審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード競技のクロズド競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

\*以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、JAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

#### 1. B3級所持者でB2級への申請

- 1) B3級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にJAF公認の競技会で5回以上の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会(当該役務の講習会)を受講し、所定の試験に合格した者。

## 2. B2級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証(A、B、C-C、C-R)の所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) JAF加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。  
\*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

## 3. A2級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証A、B、C-Cの所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) JAF公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。  
\*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

### 第11条 公認審判員許可証の上級申請

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのちJAFの審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード競技のクロズド競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

\*以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、JAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

#### 1. B3級所持者でB2級への申請

- 1) B3級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内にJAF公認の競技会で5回以上の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会(当該役務の講習会)を受講し、所定の試験に合格した者。

|   |   |
|---|---|
| <p>2) J A F加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>2. B 3 級所持者でA 2 級への申請</p> <p>1) B 3 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会で7 回以上（うちレース2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>3. B 2 級所持者でB 1 級への申請</p> <p>1) B 2 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でラリーまたはスピード競技において6 回以上（うち準国内競技の監督2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>4. B 2 級所持者でA 2 級への申請</p> <p>1) B 2 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース2 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>5. B 1 級所持者でA 1 級への申請</p> <p>1) B 1 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース3 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>6. A 2 級所持者でB 1 級への申請</p> <p>1) A 2 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でラリーまたはスピード競技において4 回以上（うち準国内競技の監督1 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>7. A 2 級所持者でA 1 級への申請</p> | <p>2) J A F加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>2. B 3 級所持者でA 2 級への申請</p> <p>1) B 3 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会で7 回以上（うちレース2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>3. B 2 級所持者でB 1 級への申請</p> <p>1) B 2 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でラリーまたはスピード競技において6 回以上（うち準国内競技の監督2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>4. B 2 級所持者でA 2 級への申請</p> <p>1) B 2 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース2 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>5. B 1 級所持者でA 1 級への申請</p> <p>1) B 1 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース3 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>6. A 2 級所持者でB 1 級への申請</p> <p>1) A 2 級取得後、申請に先立つ2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でラリーまたはスピード競技において4 回以上（うち準国内競技の監督1 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。</p> <p>2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。</p> <p>7. A 2 級所持者でA 1 級への申請</p> |
|---|---|

1) A 2 級所持者で A 1 級へ申請する者は、A 2 級取得後、申請に先立つ 2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース 3 回を含む 6 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。

2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

8. 監督または役務の執行を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」(J A F 所定)に J A F から交付された競技会事務長印の押印によって証明される。

※本項の「申請に先立つ 2 4 ヶ月以内」とは、J A F 認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大 2 4 ヶ月以内の期間を指す。

### 第 1 3 条 公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の 1 2 月 3 1 日までとする。

なお、更新手続きには所定の申請書に必要事項を記入し J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

### 第 1 4 条 資格の停止および取り消し

公認審判員の重大な規則違反、または J A F および自動車スポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、モータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することができる。(国内競技規則 1 1 - 1、1 1 - 1 1、1 1 - 1 3 参照)

#### ○公認審判員許可証料

「公認審判員許可証 A および B の許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

(消費税込)

| 種別      | 区分    | 許可証料     |
|---------|-------|----------|
| 審判員 1 級 | 新規 更新 | 5, 1 0 0 |
|         | 再発行   | 2, 6 0 0 |

1) A 2 級所持者で A 1 級へ申請する者は、A 2 級取得後、申請に先立つ 2 4 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース 3 回を含む 6 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。

2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

8. 監督または役務の執行を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」(J A F 所定)に J A F から交付された競技会事務長印の押印によって証明される。

※本項の「申請に先立つ 2 4 ヶ月以内」とは、J A F 認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大 2 4 ヶ月以内の期間を指す。

### 第 1 2 条 公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の 1 2 月 3 1 日までとする。

なお、更新手続きには所定の申請書に必要事項を記入し J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

### 第 1 3 条 資格の停止および取り消し

公認審判員の重大な規則違反、または J A F および自動車スポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、モータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することができる。(国内競技規則 1 1 - 1、1 1 - 1 1、1 1 - 1 3 参照)

#### ○公認審判員許可証料

「公認審判員許可証 A および B の許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

(消費税込)

| 種別      | 区分    | 許可証料     |
|---------|-------|----------|
| 審判員 1 級 | 新規 更新 | 5, 1 0 0 |
|         | 再発行   | 2, 6 0 0 |

|         |       |          |
|---------|-------|----------|
| 審判員 2 級 | 新規 更新 | 4, 1 0 0 |
|         | 再発行   | 2, 1 0 0 |
| 審判員 3 級 | 新規 更新 | 3, 1 0 0 |
|         | 再発行   | 1, 5 0 0 |

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

- 同一年度内において上位クラスを取得した場合……その差額とする。
- 公認審判員許可証を 2 種目以上併有の場合……最上級の許可証料を基本として計算し、2 種目より 1 種目につき 5 0 0 円（消費税込）を加算する。

### 第 5 章【略】

### 第 6 章 本規定の施行

本規定は、2 0 2 6 年 5 月 1 日より施行する。

以上

|         |       |          |
|---------|-------|----------|
| 審判員 2 級 | 新規 更新 | 4, 1 0 0 |
|         | 再発行   | 2, 1 0 0 |
| 審判員 3 級 | 新規 更新 | 3, 1 0 0 |
|         | 再発行   | 1, 5 0 0 |

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

- 同一年度内において上位クラスを取得した場合……その差額とする。
- 公認審判員許可証を 2 種目以上併有の場合……最上級の許可証料を基本として計算し、2 種目より 1 種目につき 5 0 0 円（消費税込）を加算する。

### 第 5 章【略】

### 第 6 章 本規定の施行

本規定は、2 0 2 4 年 8 月 1 日より施行する。

以上